

【一般社団法人 全日本ドッグトレーニング協会 (AJDTA) 訓練課目規定書】

■ 第1章 総則

第0条(本規定の位置付け) 本規定は、犬の訓練に関する国内最高水準の基準を示すものであり、全日本ドッグトレーニング協会(AJDTA)の規範として厳格に適用される。協会の指導方針に則るすべての者は、本規定を遵守し、その精神と基準を正しく理解・実践することが求められる。

第1条(目的) 本規定は、一般社団法人 全日本ドッグトレーニング協会(以下「本協会」)が定める訓練課目の内容、実施方法、評価基準を明文化し、犬の行動特性に応じた段階的かつ体系的な訓練指導を促進することを目的とする。また、訓練を通じて人と犬との協働性を高め、社会的に信頼される飼育行動を育成することを目的とする。

第2条(適用範囲) 本規定は、本協会が主催または認定するライセンス取得審査、競技会、研修、及び教育カリキュラム等に適用するものとし、すべての参加者・審査員・関係者は本規定に従うものとする。

第3条(基本理念) 本協会は、犬のしつけおよび訓練に関し、行動分析学および応用動物心理学に基づくアプローチを重視し、動物福祉を尊重した倫理的かつ科学的な手法を採用することを基本理念とする。訓練は犬に対する強制や威圧ではなく、信頼関係に基づいた協働行動の育成を主軸とし、犬の身体的・精神的健全性を最大限に配慮して行わなければならない。

さらに、協会における訓練は、単なる技術習得にとどまらず、飼い主・指導者・社会との協調関係を前提とした高次の人間教育・社会教育の一環と位置づけられる。よって、訓練指導に携わるすべての関係者は、倫理・礼節・責任感を持ち、社会的信頼に足る行動規範を保持する義務を負う。訓練は動物福祉に配慮し、犬の身体的・精神的健康を尊重した方法により行うものとする。

■ 第2章 審査および審査員規定

第4条(審査の厳格性) 本協会が実施する審査は、客観性、公平性、専門性を重視し、定められた評価基準に基づき厳格に実施されるものとする。審査

員は、個人的な感情・主観・印象による判定を厳に慎み、すべての受験者に対し一貫性のある評価を行わなければならない。

第5条(審査員資格) 審査員は、以下の条件をすべて満たす者に限る: ① 本協会が認定する上級ライセンスを有すること。② 協会が定める審査員研修を修了していること。③ 品位・見識・指導経験に優れ、協会の名誉と規範を体現する者であること。

第6条(守秘義務) 審査員は、審査に関連して知り得たすべての個人情報および審査内容を外部に漏洩してはならない。

第7条(資格停止・取消) 審査員が本規定に違反した場合、協会は当該審査員に対し、警告、資格停止、もしくは認定取消の処分を行うことができる。特に、評価の恣意的操作、差別的言動、威圧的態度が確認された場合は直ちに資格を剥奪するものとする。

■ 第3章 採点基準

第8条(評価方法) 各課目は10点～20点満点で評価され、合計100点満点とする。

第9条(評価区分) S評価:90点以上(優秀) A評価:80点以上(良好) B評価:70点以上(可) F評価:69点以下(不合格)

■ 第4章 装備・補助

第10条(使用器具) 訓練中は協会が認めた平首輪またはハーネス、およびリードを使用すること。チョークチェーン・スパイクカラー・電子機器は禁止とする。

第11条(補助行為の制限) ・課目中のフード、オモチャの使用は禁止。・指示語は1回のみ。連呼・多重指示は減点対象とする。・過度な身体接触や叱責は禁止。犬の萎縮が確認された場合は失格とする。

■ 第5章 実施手順および違反行為

第12条(審査順) 課目は協会が定める順番により行う。原則として順序の変更は認めない。

第13条(失格事項) ・指導手の暴力的行為または不適切な言語使用 ・犬が作業不能または明確な恐怖・拒否反応を示した場合 ・犬が3回以上、課目を拒否または逸脱した場合

【附則】本規定は2021年9月1日より施行する。

(制定:一般社団法人 全日本ドッグトレーニング協会)